

バーゼル委員会による新たな銀行規制強化案

小立 敬

■ 要 約 ■

1. バーゼル銀行監督委員会は、2009年12月17日、2つの市中協議文書を公表した。そこでは、①自己資本の質の向上、②資本バッファの導入、③レバレッジ比率の導入、④資金流動性に関する最低水準の導入のほか、⑤カウンターパーティ・リスクの強化等に関する提案が行われている。ただし、自己資本比率の最低水準のほか、レバレッジ比率の水準など量的な基準は示されていない。
2. 新規制の適用時期については、従来どおり「2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施」という従来からの方針を改めて確認しているが、一方で、適切な段階的实施に向けた措置およびグラウンドファザリングを十分に長期に亘り設定する方針も併せて述べている。もっとも、このことが意味することは、規制実施の実質的な延期というよりは、大幅に強化された新規制に無事に着地するための配慮と捉えたほうがバーゼル委員会の真意に近いと思われる。
3. バーゼル委員会の提案は次のとおり。資本の質の向上としては、自己資本比率、Tier1 比率に加えて、普通株式と内部留保で構成されるコモン・エクイティ比率の最低水準を導入。優先株式、優先出資証券は Tier1 算入に新たな制限を設定。繰延税金資産や無形資産等はコモン・エクイティから控除するほか、金融機関の持合い株式等は資本から控除（ダブルギアリングの強化）。
4. 資本バッファの導入については、自己資本比率が最低水準を上回るバッファ・レンジ内に低下した銀行には、配当の支払いおよび自社株取得を制限、報酬の減額により利益の社外流出を抑制し、内部留保の蓄積を要請。また、マクロ経済変数に基づき資本バッファを積み上げる方法も提案。
5. レバレッジ比率の算定には、分母として Tier1、コモン・エクイティを利用。オフバランス項目も考慮。クレジット・デリバティブ等の引受けは想定元本で算定。資金流動性に関しては、1ヶ月間のストレス状況下でも銀行が現金流出に対応するための流動性カバレッジ比率、銀行に1年超の中長期的な資金調達を促すためのネット安定調達比率を導入。

I 銀行規制強化の枠組みの公表

2009年12月17日、バーゼル銀行監督委員会は、「銀行セクターの強靱性の強化」および「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」と題する2つの市中協議文書を公表した¹（意見募集はいずれも2010年4月16日まで）。これらの市中協議文書では、①自己資本の質の向上、②資本バッファの導入を含むプロシクリカリティ（景気増幅効果）の削減、③レバレッジ比率の導入、④資金流動性に関する国際的な最低水準の導入のほか、⑤カウンターパーティ・リスクの強化等に関する提案が行われている。

2009年9月に開かれたバーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、これらに関する具体的な提案を2009年末までに公表するとしていた。したがって、バーゼル委員会はスケジュールどおりに新たな規制強化案を公表したということになる。なお、今回の市中協議案では自己資本比率の最低水準のほか、レバレッジ比率の水準など量的な基準に関しては一切示されていないため、銀行セクターに与える定量的な影響は現段階では十分に測れない²。

バーゼル委員会は今後のスケジュールとして、両市中協議案に係る影響度調査を2010年上半期に実施し、影響度調査の結果を踏まえて自己資本比率の最低水準を2010年下半期に検討する。その後、水準調整（calibration）を経て2010年末までに新たな規制の枠組みを確定させる予定としている。

そして新規制の適用はいつから始まるかという点については、9月のG20ピッツバーグ・サミットで示された「2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施」するという方針が改めて確認されている。その上で、市中協議文書のプレスリリースには、「新基準の円滑な移行を確保するため、適切な段階的实施に向けた措置およびグランドファザリング（既存の取扱いを一定期間認める措置）を十分に長期に亘り（sufficiently long period）設定する予定」という新たな方針が示されている。一方、市中協議文書の本文には「十分に長期に亘り設定」という文言は書かれておらず、ぎりぎりまで調整が行われた可能性も考えられる。公表前には、「10年以上の移行期間を設けて、20年代前半以降に完全実施する」との事前報道もあったが³、プレスリリースにも本文にも具体的な年数は書かれていない。

バーゼル委員会が今回示した市中協議案は、後述するように全体として従来に比べてかなり厳しい内容となっており、海外でも事前に予想された規制の枠組みよりも厳しいという報道が行われている⁴。こうした点を考えると、「適切な段階的实施に向けた措置およびグランドファザリングを十分に長期に亘り設定」という方針は、規制実施の実質的な延期というよりは、大幅に強化された新規制に無事に着地するための配慮と捉えたほうが

¹ <http://www.bis.org/press/p091217.htm> を参照。

² 自己資本比率の水準の議論については、2009年4月のG20のロンドンサミットにおいて2010年中に検討が行われることが示されていた。

³ 「銀行の新資本規制延期」日本経済新聞、2009年12月16日付け。

⁴ “Tougher than expected framework leaves room for manoeuvre,” Financial Times, December 18, 2009.

バーゼル委員会の真意に近いと思われる。それだけ新規制のハードルが高いことを示唆しているのではないだろうか。

市中協議文書において示されたバーゼル委員会の提案の要点は以下のとおり。

- ❖ 資本の質の向上・・・自己資本比率、Tier1 比率に加えて、普通株式と内部留保で構成されるコモン・エクイティ比率の最低水準を導入。優先株式、優先出資証券は Tier1 算入に一定の制限。繰延税金資産や無形資産等はコモン・エクイティから控除するほか、金融機関の持合い株式等の資本控除（ダブルギアリングの強化）
- ❖ 資本バッファの導入・・・自己資本比率が最低水準を上回る水準に設定されるバッファ・レンジ内に低下した銀行には、配当の支払いおよび自社株取得の制限、役員報酬の減額により利益の社外流出を抑制し、内部留保の蓄積を要請。また、マクロ経済変数に基づき資本バッファを積み上げる方法も提案
- ❖ レバレッジ比率・・・算定には分母として Tier1、コモン・エクイティを利用。オフバランス項目も考慮。クレジット・デリバティブ等の引受けは想定元本で算定
- ❖ 資金流動性に関する最低水準・・・1 ヶ月間のストレス状況下でも銀行が現金流出に対応できるようにするための流動性カバレッジ比率、銀行に1年超の中長期的な資金調達を促すためのネット安定調達比率を導入

これらの新たな規制の枠組みは従来に比べるとより厳格な内容となっている。自己資本規制に関してみると、コモン・エクイティ比率という新たな最低水準が導入される一方、従来型の優先株式や優先出資証券は Tier2 証券となり、これまで以上に普通株式が重要になる。さらにコモン・エクイティから繰延税金資産等が控除されるほか、ダブルギアリングも大幅に強化される。さらに、自己資本の最低水準を上回るバッファ・レンジが設定される可能性があり、それを上回らなければ配当政策を含む銀行の利益処分に影響が及ぶ。また、一般的に言えば、邦銀は預金調達で拡大したバランスシートを有しており、レバレッジ比率の定義・水準によっては邦銀のバランスシート運営に制約が生じる可能性も否定できない。そして、流動性に関しても新たな制約を課せられることとなる。

次章以降、バーゼル委員会が提示した新たな規制強化の内容について概説する。

II 自己資本の質の向上

1. ゴーイング・コンサーン資本の重視

自己資本の質の向上の取り組みにおいては、ゴーイング・コンサーン資本（going-concern capital）をより重視していることが特徴である。ゴーイング・コンサーン資本とは、銀行が事業を継続しているときに発生した損失を吸収する力をもった資本である。それは、満期のない資本であり、損失が発生した場合には損失を吸収し、配当の支払いが裁量的にコントロールできる資本である。これに対して、銀行が破綻した場合に他の負債等

に対して劣後するものの、事業が継続しているときには損失のクッションにはならない資本は、gone-concern capital として区別される。

バーゼル委員会は資本の質の向上を図るために、銀行の自己資本のうち Tier1 を、①普通株式と内部留保（含むその他包括利益）で構成される最も質の高いコモン・エクイティと、②追加的ゴーイング・コンサーン資本に区分し、Tier1 の主要部分（predominant form）をコモン・エクイティとすることを提案している。つまり、普通株式と内部留保を重視する姿勢が明らかである。また、自己資本比率の最低水準の検討に関しては 2010 年下半期に議論が行われるが、今回は最低水準の枠組みとして、トータルの自己資本比率（現行基準 8%）、Tier1 比率（同 4%）に加えて、コモン・エクイティについてもリスクウェイトで除した最低基準が導入される案が示されており、コモン・エクイティにウエイトが置かれていることが分かる。

一方、Tier1 のうち追加的ゴーイング・コンサーン資本に算入する条件としては、銀行が事業を継続しているときには、①配当利子の支払いが裁量的に決定できることによって銀行の支払い不能を回避すること、②債務超過に寄与しないものであること、③事業を継続している間に損失を吸収できるものであること、が求められる。

これらの要件を満たすものとして、これまでは Tier1 に算入することができた優先株式（非累積配当型）や優先出資証券（またはハイブリッド証券）には、劣後性、無担保・無保証、永久性⁵、発行から 5 年後のコールの権利、事前償還に対する監督当局の承認といった従来と同様の条件に加えて、配当・利払いの停止に関して完全な裁量権をもっていることが必要となる。さらに、負債証券が追加的ゴーイング・コンサーン資本として認められるには、事前に定められたトリガー条件によって、①普通株式への強制転換権、または、②元本を減額する仕組み（write-down mechanism）が備わったものという要件が加わる。つまり、追加的ゴーイング・コンサーン資本には、銀行が事業を継続する中で、経営が悪化した場合などにおいて損失を吸収するものであることが求められる。こうした条件を満たさない従来型の優先株式や優先出資証券は、Tier1 には算入できず Tier2 の扱いとなる。

一方、gone-concern capital としての Tier2 は、従来は永久劣後債等の Upper Tier2 と期限付劣後債等を含む Lower Tier2 に分かれていたが、新たな提案では一本化されており、Tier2 は Tier1 相当額を算入の上限とする従来の制限が外されている。なお、マーケット・リスク規制対象行の自己資本に短期劣後債等の算入を認める Tier3 は廃止されている。

2. コンティンジェント・キャピタルの可能性

また、コンティンジェント・キャピタルを資本規制の枠組みに取り込む可能性が示されている点も留意すべきである。コンティンジェント・キャピタルとは一般に、債務証券として発行され、経営が悪化した場合やシステミック・リスクが発生した場合に強制的に普

⁵ 永久性については、償還期限がなく、償還のインセンティブがないものとされており、金利のステップアップ条項は否定される。

通株式に転換される証券であり、金融危機後の規制改革の議論の中で各国の監督当局者が注目している証券である。米国では、下院を通過した金融制度改革関連法案において、いわゆるシステム上重要な金融機関に対しては最低限のコンティンジェント・キャピタルの発行を求める規定が含まれており、英国では金融サービス機構（FSA）による銀行の自己資本規制の見直し案において、コンティンジェント・キャピタルを自己資本に算入する際の条件が提案されている。一方、ロイズを始めとするいくつかの金融機関は、実際にコンティンジェント・キャピタルを発行している⁶。

前述のとおり、負債証券を追加的ゴーイング・コンサーン資本に算入する条件の1つに危機時に普通株式に強制転換されるという条件が加えられており、これはコンティンジェント・キャピタルの1つの類型として捉えることができよう。さらに、現在、バーゼル委員会はコンティンジェント・キャピタルや強制転換権が付された商品、元本を強制減額できる商品の自己資本における役割について検討を行っている。バーゼル委員会は、コンティンジェント・キャピタル等の発行を銀行に強制する仕組みとするのか、あるいは資本のバッファとして捉えるのかといった検討を行い、2010年7月の会合で具体的な提案を議論する方針を明らかにしている。

3. 控除・調整項目の統一とダブルギアリングの強化

自己資本の質の向上のもう1つの重要な論点が、自己資本の控除項目や調整項目について国際的な調和を図る検討である。従来、バーゼル委員会が定める自己資本の控除項目は、のれん代（goodwill）、低格付・無格付の証券化エクスポージャー、金融機関間で資本調達手段を相互に意図的に保有するダブルギアリングに限られていた。

この結果、損失吸収力のない資本であっても高い自己資本比率、Tier1比率を維持することができることが問題となった。そこでバーゼル委員会は控除する対象をコモン・エクイティとし、さらに控除・調整項目を大幅に強化している。また、それと同時に自己資本の内容の透明性の向上を図る観点から情報開示の強化が図られる。

自己資本から控除される主な対象は以下のとおり。

- ❖ 資本剰余金・・・コモン・エクイティとして認められる場合に限り、その株式の資本剰余金を Tier1 のコモン・エクイティに組み込むことができる（コモン・エクイティに入らない優先株式の資本剰余金は控除）
- ❖ 少数株主持分・・・コモン・エクイティの対象外
- ❖ 確定給付年金資産（ネット）・・・退職給付に充てるために積み立てた資産である年金資産をコモン・エクイティから控除（年金負債と相殺）
- ❖ のれん代を含む無形資産・・・コモン・エクイティから控除

⁶ ロイズが発行したコンティンジェント・キャピタル（ココ・ボンド）に関しては、三宅裕樹「金融規制強化の流れの中で注目を集める新たなコンティンジェント・キャピタルの発行」『資本市場クォーターリー』2010年冬号（本号）を参照。

- ❖ 繰延税金資産（ネット）・・・将来収益に依存する繰延税金資産は、繰延税金負債と相殺した額をコモン・エクイティから控除。将来収益に依存しない繰延税金資産には適切なソブリンのリスクウェイトを適用
- ❖ 金庫株・・・コモン・エクイティから控除。契約上買戻義務のある自己株式も控除
- ❖ 金融負債のクレジット評価調整額・・・公正価値で測定された金融負債の信用評価調整額はコモン・エクイティから控除

さらに、ダブルギアリングについては、その水準や範囲の点で大幅に厳格化されている。従来は、国内金融機関のみを対象に適用され、しかも出資が対象となっていた。これに対して、新たな提案では株式の持ち合いが広く資本控除され、国内金融機関の出資のみならず海外金融機関への出資も対象となり、セカンダリー取引で取得した場合も明確に対象としている。

具体的には、新たな提案では、銀行は連結の範囲外にあるすべての銀行その他金融機関、保険会社に対する資本による投資に対して、対応控除アプローチ（corresponding deduction approach）が用いられる。対応控除アプローチとは、自己資本からの控除は同じ資本の種類に応じて行われるというものであり、普通株式で出資すればコモン・エクイティから、劣後債等の Tier2 証券による出資であれば Tier2 から控除される。意図的な相互の持ち合い（reciprocal cross holding agreement）による資本の保有または関連会社（＝姉妹会社）への投資としての資本の保有は、それに対応する額を自己資本から全額控除することになる。

その他の資本保有の場合でも一定の基準を超えた場合には、対応控除アプローチが適用される。普通株式の場合は、①銀行が他の金融機関の普通株式の 10%以上を所有していれば、投資金額の全額をコモン・エクイティから控除し、②銀行がその他の金融機関の普通株式を合計して自己の普通株式の 10%以上保有していれば、10%を超える部分を自己資本から控除することが示されている⁷。これはバンキング勘定とトレーディング勘定の区別なく行われる。ショート・ポジションにカウンターパーティ・リスクがない場合に限って、ロングとショートのポジションの相殺が認められる。また、インデックス型の証券であってもルックスルーで上記の基準に照らして適切な額を自己資本から控除しなければならない。

このような厳格なダブルギアリングを提案する背景としては、金融危機の結果明らかになった金融機関の間の相互連関性（interconnectedness）を遮断しようという意図がある。

4. グランドファザリング

バーゼル委員会は、提案どおりに資本の定義の厳格化を行う場合は、すでに銀行が発行し資本調達を行っている商品については、一定期間は従来どおりの取り扱いを認める措置としてのグランドファザリングの設定を検討するとしている。それが導入されれば、追加

⁷ 普通株式以外の証券に関しては特に具体的な基準は示されていない。

的ゴーイング・コンサーン資本の条件を満たさずに Tier1 から外れる既発行の優先株式や優先出資証券についても、一定期間は Tier1 に算入することが可能となるとみられる。グラントファザリングについては、影響度調査を踏まえて具体的な検討が行われることとなっている。

III 資本バッファの導入の可能性

バーゼルⅡのプロシクリカリティの問題への対処として、自己資本の最低水準を上回る資本バッファが議論されている。すでに4月のロンドン・サミットでは、「経済情勢が減速している状況において融資を円滑にするために、自己資本の最低水準を上回る資本バッファを取り崩すことを許容する」とされており、資本バッファという自己資本規制に関する新たな枠組みが導入される方向性が示されている。9月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループでも最低水準を上回る資本バッファの枠組みの導入について検討を行い、2009年末までに具体的な提案を行うこととなっていた。

市中協議文書は、プロシクリカリティへの対応として4つの選択肢を提示しており、その中に資本バッファに関する2つの提案が含まれている。まず、最低水準を上回るところに一定のバッファ・レンジを設定するという提案である⁸。銀行の自己資本比率がバッファ・レンジを上回って推移する場合には何の制約もないが、自己資本比率が低下してバッファ・レンジ内に入ってしまった場合、自己資本比率の引き上げを図ることを目的として、利益の社外流出を抑制し、内部留保の蓄積を促す仕組みが検討されている。すなわち、自己資本比率がバッファ・レンジに低下してしまっただけの銀行は、配当の支払いや自社株取得を制限し、役職員への報酬の支払いを減額することによって利益の社外流出を抑制し、内部留保を蓄積することが促される。自己資本比率がバッファ・レンジを上回らなければ、銀行は自由な利益処分ができなくなる。

バーゼル委員会は、あくまでも例示としてバッファ・レンジとしての資本保全レンジ (capital conservation range) と社外流出の抑制額の間を市中協議文書で提示している (図表1)。例えば、自己資本のレベルが最低水準を上回るものの資本保全レンジの30%

図表1 最低資本保全比率

資本保全レンジに対する自己資本の量	最低資本保全比率 (利益対比)
25%未満	100%
25%～50%	80%
50%～75%	60%
75%～100%	40%
100%以上	0%

(出所) バーゼル委員会より野村資本市場研究所作成

⁸ 資本バッファ以外は、①バーゼルⅡのシクリカリティへの対処としてより長期のデータを用いたデフォルト確率 (PD) の推計、②フォワード・ルッキングな引当として、国際会計基準審議会 (IASB) による EL (期待損失) アプローチの導入の取り組みを支援することが挙げられている。

程度に低下した場合には、最低資本保全比率（minimum capital conservation ratio）として期間利益の 80%の留保が求められる。つまり、利益の 20%以上を配当、自社株取得、賞与の支払いに当ててはならないこととなる。資本保全レンジの中では、最低水準に近づけば近づくほど必要な社外流出の抑制額が大きくなる仕組みとなっている。銀行は利益処分の制約を受けたくなければ、新たな資本調達を行うことになる。

また、バーゼル委員会は、資本バッファーに関する別の提案として、信用拡張を抑制するためにマクロ経済の状況に応じて資本バッファーを調整する方法を示している。そのイメージは、信用量の GDP 比率とその長期的なトレンドの乖離など過度の信用拡張を評価するためのマクロ変数に基づき、資本バッファーのベンチマークを引き上げるという枠組みである。クロスボーダーの銀行は、信用エクスポージャーの国・地域の割合に応じて加重平均的に資本バッファーを積み上げることになる。

IV レバレッジ比率

銀行規制の枠組みの中に、新たにレバレッジを制限する措置が講じられる。バーゼル委員会はレバレッジ比率の導入について、銀行セクターに積み上がるレバレッジを抑制し、ディレバレッジに伴う金融システムと経済の不安定化を回避するため、また、リスクベースの自己資本比率によるモデルリスクや測定誤差に対するセーフガードとして、グロスのエクスポージャーを測ることを目的とする、シンプルで透明性が高く、リスクからは独立した指標が必要であるとしている。

バーゼル委員会の提案では、9月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループと同様、適切な検討と水準調整に基づき、バーゼルⅡの第1の柱の下での取り扱いへの移行を視野に入れつつ、バーゼルⅡの枠組みに対する補完的指標としてレバレッジ比率を導入し、会計上の大きな差異を完全に調整するとしている。なお、レバレッジ比率はオンバランスのエクスポージャーのみならず、オフバランス項目も対象になっている。レバレッジ比率に関しては以下の調整が行われることが示されているが、その規制水準は最終的には影響度調査の結果を踏まえて決定されることになる。

レバレッジ比率の算定における調整は以下のとおりである。

- ❖ 自己資本の定義・・・質の高い資本として Tier1、コモン・エクイティを利用
- ❖ オンバランスのエクスポージャー・・・個別引当金およびバリュエーション調整を相殺
- ❖ 担保・保証、信用リスク緩和措置・・・エクスポージャーの削減効果を考慮せず
- ❖ ネットティング・・・デリバティブ、レポ、預金・貸出金の相殺を考慮せず
- ❖ 自己資本からの控除項目・・・エクスポージャーからも控除
- ❖ オフバランス項目・・・名目元本に 100%の掛け目（credit conversion factor）を乗じて信用リスク相当額へ転換
- ❖ 証券化エクスポージャー・・・会計基準の変更を踏まえて対応
- ❖ クレジット・プロテクション・・・クレジット・デリバティブ等のクレジット・プロ

- テクションの引受けは想定元本をエクスポージャーとして認識
- ❖ デリバティブ・エクスポージャー・・・クレジット・デリバティブ以外のデリバティブは、①オンバランスの正の公正価値の合計額、または、②ポテンシャル・エクスポージャー

V 資金流動性に関する最低水準

銀行の資金流動性に関しては、9月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループにおいて、資金流動性に関する国際的な最低基準の導入として、「ストレス時における流動性カバレッジ比率規制」と、「それを補完するより長期的な構造に関する流動性比率」について、2009年末までに提案が行われることとなっていた。バーゼル委員会はそれらに対応するものとして、①流動性カバレッジ比率 (liquidity coverage ratio)、および、②ネット安定調達比率 (net stable funding ratio) を提案している。

流動性カバレッジ比率は、一定のストレスの状況が1ヶ月間継続しても、銀行がその間に発生するキャッシュ・アウトフローに対応できるよう銀行に流動性資産の蓄積を求めるものであり、以下の式で表されている。

$$(\text{流動性資産のストック}) / (\text{30日間のネット・キャッシュ・アウトフロー}) \geq 100\%$$

分子となる流動性資産のストックは、資産の種類に応じて一定の掛け目を乗じて算定する(図表2)。まず、現金や中央銀行準備金、市場性証券 (marketable securities) としてのソブリン、中央銀行、公営企業等の債務証券⁹、自国通貨建て国債等は全額算入することができる。また、社債については格付けの条件として AA 以上であればヘアカットは20%、A-以上はヘアカットが40%に設定され、過去10年間または流動性ストレス時におけるビッド・アスク・スプレッドが40ベース以内であればヘアカット20%、50ベース以内であれば40%のヘアカットが行われる。

一方、ネット・キャッシュ・アウトフローについては、アウトフローとして安定的なリテール預金については最低7.5%の流出、非安定預金は最低15%の流出を想定する。無担保のホールセール調達については、小規模法人顧客の場合はリテール預金と同様、安定的な調達は最低7.5%、非安定的な調達は最低15%の流出を想定する。また、キャッシュ・マネジメントやその他の管理ファンドを提供するといったオペレーション上の関係をもっていない非金融法人顧客からの調達は75%の流出を想定する。一方、そうしたオペレーション上の関係を有する非金融法人、ソブリン、中央銀行、公営企業体からの調達については、オペレーション上の目的で必要となる預金の25%の流出を想定することになる。

⁹ バーゼルIIの標準的手法においてリスクウエイトが0%であり、厚いレポ市場が存在し、銀行その他の金融機関によって発行された証券ではないことが条件となっている。

図表 2 流動性カバレッジ比率の掛け目

流動性資産		掛け目
現金、適格市場性証券（ソブリン、中央銀行、公営企業、国際開発銀行）、適格中央銀行受取手形、自国通貨建て国債等		100%
適格社債・カバードボンド	AA以上	80%
	A-～AA-	60%
キャッシュ・アウトフロー		掛け目（流出率）
リテール預金	安定預金	最低7.5%
	非安定預金	最低15%
無担保ホールセール調達	安定的な小規模事業顧客	最低7.5%
	非安定的な小規模事業顧客	最低15%
	オペレーション上の関係のない非金融法人	75%
	オペレーション上の関係のある非金融法人、ソブリン、中央銀行、公営企業体	オペレーション上の目的で必要となる預金の25%
	オペレーション上の関係のないその他の法人顧客、ソブリン、中央銀行、公営企業体	100%
証券担保調達	非流動資産を利用するレポ、証券貸借	100%
その他の要件	3ノッチ以上の格下げにより生じるデリバティブの担保要求	担保の100%
	デリバティブの市場価値の変化	各国で設定
	デリバティブにおける現金・質の高いソブリン債以外の担保に対する価値の変化	20%
ABCP、SIV、コンデュイット等	ABCP、SIV、SPVの満期償還に伴う債務	償還額等の100%
	期限付ABS（カバードボンドを含む）	償還額の100%
コミットメント・クレジット・流動性ファシリティの未利用枠	リテール顧客	ライン残高の10%
	非金融法人のクレジットファシリティ	ライン残高の10%
	非金融法人の流動性ファシリティ	ライン残高の100%
	その他法人顧客	ライン残高の100%
その他のコンティンジェント調達による債務		当局が銀行に応じて設定
融資の借換え・継続による予定されるキャッシュアウト		100%
キャッシュ・インフロー		掛け目
リテール・カウンターパーティからの受取り		予定されるインフローの100%
ホールセール・カウンターパーティからの受取り		予定されるインフローの100%
非流動資産を裏付け資産とするレポ、非流動資産の証券貸借からの受取り		100%

(出所) バーゼル委員会より野村資本市場研究所作成

なお、流動性カバレッジ比率に関して監督当局が想定しているストレス・シナリオは以下のとおり。

- ❖ 3ノッチの格下げ
- ❖ リテール預金の一定割合の取付け
- ❖ 無担保のホールセール調達能力の喪失、証券担保調達の潜在的なソースの減少（ターム物）
- ❖ デリバティブ・ポジションに係る担保または潜在的な将来エクスポージャーの質に影響を与える市場のボラティリティの増加、その結果としての担保のヘアカットの増加、追加担保に対する要求
- ❖ 銀行がコミットしている未利用のクレジットおよび流動性ファシリティにおける予定外の資金の引出し
- ❖ レピュテーション・リスクを緩和するために引受けている契約外責務から生じる資金需要

一方、ネット安定調達比率は、銀行のファンディングの安定性の観点から資金調達をより中長期的（1年以上）にすることを狙いとしている。特に、投資銀行業務における在庫、オフバランスのエクスポージャー、証券化におけるパイプライン等に対して、安定的な調達によって最低の量をファンディングさせることを意図している。ネット安定調達比率は、以下の式で表される。

$$\text{(利用可能な安定調達額)} / \text{(所要安定調達額)} > 100\%$$

分子にしても分母にしても一定の資産に対して掛け目をかけて算定する。分子の利用可能な安定調達額とは、①自己資本、②1年以上の優先株式、③償還まで1年以上の負債、④銀行固有のストレスが発生しても銀行に留まっていると想定される安定的で満期のない預金、あるいは満期まで1年未満の定期預金である。こうした調達に対して、例えば、リテールの安定預金の場合は70%の掛け目が設定されている（図表3）。

一方、所要安定調達額とは、資産ごとに1年以内に現金化できないリスクを測るものである。国債等については5%、AA格以上かつ満期1年以上の非金融法人の社債は20%、上場株式は50%といった掛け目が定められている。

図表3 ネット安定調達比率の掛け目

利用可能な安定調達		必要な安定調達	
項目	掛け目	項目	掛け目
▼Tier1、Tier2に含まれる資本証券 ▼その他Tier2に計上されない償還まで1年以上ある優先株式・資本証券 ▼償還まで1年以上あるその他の債務	100%	▼現金 ▼短期無担保の活発に取引される商品 ▼リバース・レポと完全にオフセットされる証券 ▼残存期間1年未満の証券 ▼残存期間1年未満の借換えできない融資	0%
▼リテールおよび小規模事業者の安定預金(満期なしまたは残存期間が1年未満)	85%	▼ソブリン、中央銀行等によって発行または保証された債務	5%
▼リテールおよび小規模事業者の非安定預金(満期なしまたは残存期間が1年未満)	70%	▼AA以上かつ満期1年以上で担保・抵当に供されていない非金融法人のシニア無担保社債(またはカバードボンド)	20%
▼非金融法人顧客から調達したホールセール調達(満期なしまたは残存期間1年未満)	50%	▼担保・抵当に供されていない上場株式またはA-以上で満期1年以上で非金融法人のシニア無担保社債(またはカバードボンド) ▼金 ▼満期まで1年未満の非金融法人顧客向け融資	50%
▼上記以外のすべての債務およびエクイティ	0%	▼満期まで1年未満のリテール顧客向け顧客 ▼その他のすべての資産	85% 100%
		オフバランスのエクスポージャー	
		▼コミットメント・クレジット・流動性ファシリティの未利用枠	10%
		▼その他のコンティンジェント義務	各国当局で調整

(出所) バーゼル委員会より野村資本市場研究所作成

VI カウンターパーティ・リスク等の強化

1. 資本賦課の強化

バーゼル委員会は今回の市中協議文書において、カウンターパーティ・リスクの強化等に関する提案を行っている。金融危機を通じて観察されることとして、市場のボラティリティが通常よりも高く、それによりカウンターパーティ・エクスポージャーが増大する時に、デフォルトやカウンターパーティの信用力の低下が発生している。しかし、現行のカウンターパーティ・リスクに対する資本賦課の枠組みは、こうしたカウンターパーティ・リスクが増大する状況に対して十分ではなかったとされる。バーゼル委員会は、金融危機によって明らかになったカウンターパーティ・リスクに関する問題点を以下のように指摘している。

- ❖ カウンターパーティの信用リスク（デフォルト）には資本賦課を行う枠組みがあるものの、エクスポージャーの時価変動リスクに対する資本賦課の枠組みが存在しない。会計上の取扱いとしてカウンターパーティの信用力の変化に応じて時価調整する信用評価調整（CVA）があり、カウンターパーティ・リスクによる損失のうち CVA による損失はおよそ3分の2にのぼる（デフォルトによる損失は3分の1）。
- ❖ 金融機関の相互関連性から、市場環境が低迷する局面においては銀行のカウンターパーティ・エクスポージャーは増大する。非金融機関の資産価値と比べると、最低でも25%は金融機関の資産価値における相関性が高い。
- ❖ 中央清算機関（CCP）を通じた店頭デリバティブの清算はあまり利用されていない。

以上の問題に対処すべく、バーゼル委員会はカウンターパーティ・リスクに係る資本賦課の枠組みに関する様々な見直しを行っている。

それらのうち主なものとしては、内部格付手法（IRB）の採用行における資産相関の見直しがある¹⁰。具体的には、総資産250億ドル以上の規制金融機関（銀行、ブローカー・ディーラー、保険会社）およびその他の非規制金融機関（ヘッジファンド、金融保証会社等¹¹）に対するエクスポージャーの資産相関を1.25倍に引き上げることを提案している¹²。この結果、金融機関のエクスポージャーに対する所要自己資本は最大で約35%増加する。

また、カウンターパーティ・リスクへの資本賦課として信用リスクに対する資本賦課に加えて、時価変動リスクに対する資本賦課の枠組みが追加される。具体的には、カウンターパーティ・エクスポージャーを債券のエクスポージャーとみなして、マーケット・リスクに係る追加的な資本賦課を適用する方針が示されている。

さらに、店頭デリバティブに関して CCP を通じた集中清算の利用を促すインセンティ

¹⁰ IRB 採用行では、所要自己資本の額を計算する際に、PD（デフォルト確率）、LGD（デフォルト時損失率）、EAD（デフォルト時エクスポージャー）といった要素に加えて、資産相関が考慮される。

¹¹ 金融業務から主な収入を得ているレバレッジのかかったエンティティが対象とされている。

¹² この結果、PDに応じて12%~24%の範囲で定められていた資産相関は、15%~30%の水準となる。

ブとして、国際決済銀行（BIS）の支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）による「清算機関のための勧告」の基準を満たす CCP に対するエクスポージャーに限って、自己資本比率を算定する際に用いるエクスポージャーの額を 0 とすることとしている。

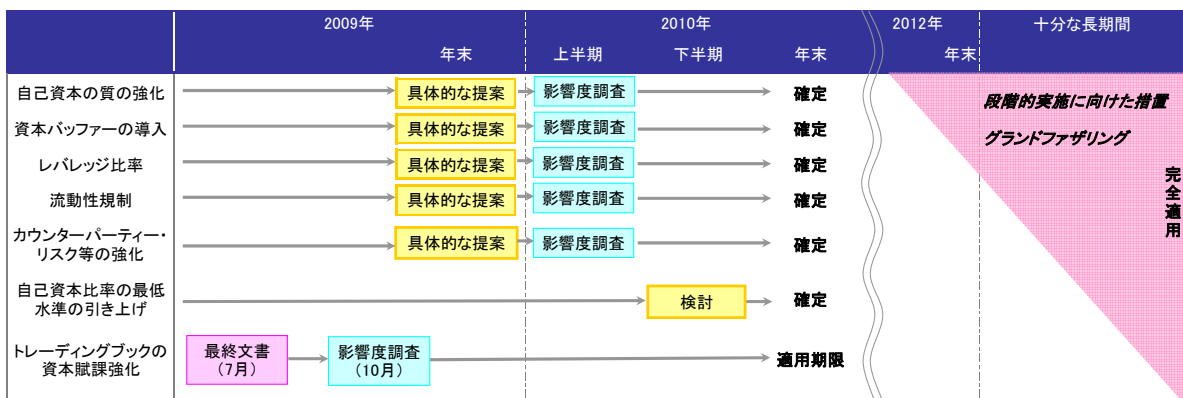
2. リスク管理の強化

また、金融危機によってカウンターパーティの信用エクスポージャーに関するリスク管理における欠陥も明らかになっている。バーゼル委員会は、具体的には以下の点を挙げている。

- ❖ イニシャル・マージンの水準は危機前には極めて低いが、危機の深刻化とともに急激に増加するため、市場参加者の混乱を招きデフォルトを惹き起こす。
- ❖ カウンターパーティ・リスクのバックテスト結果に対する統計的な解釈が難しいため、バックテストで認識された問題が適切に対処されていない。
- ❖ カウンターパーティ・リスクのストレステストは包括的ではなく、実施頻度が低い。多くの銀行でストレステストにおけるカウンターパーティ・リスクのカバレッジが不十分。
- ❖ クレジットの質がエクスポージャーの額に相関し、危機時にはクレジットの質が損失の発生につながるような金融保証会社等のカウンターパーティとの取引における誤方向リスク（wrong way risk）の発生。

以上のリスク管理上の問題を受けて、バーゼル委員会は市中協議文書の中で、担保管理の強化、誤方向リスクへの対応、バックテストおよびストレステストの要件の強化等を提案している。

図表 4 新規制の適用までのスケジュール



(出所) 野村資本市場研究所

VII 今後の注目点

バーゼル委員会は、2010 年末までに今回の提案に関する水準調整を完了、つまり規制の枠組みを本年中に確定させるという方針の下で検討を進めている（図表 4）。今後の注目点としては、2010 年前半に行われる影響度調査が挙げられる。その結果が公表された段階で新規制の適用の影響がどの程度のインパクトをもっているかが具体的に明らかになるからである。そして、影響度調査の結果を受けて、自己資本比率の最低水準やレバレッジ比率を始めとする様々な規制の水準が決定される。また、影響度調査の結果によって、段階的な実施のスピードやグランドファザリングの程度が決定されることになっている。すべては影響度調査の結果次第である。

また、今回の市中協議文書では今後の検討課題として、①コンティンジェント・キャピタルの可能性、②資本バッファの検討、③システム上重要な金融機関に対する追加的な資本規制・流動性規制の検討が挙げられている。こうした残された論点が今後どのような展開となるのか、これらについても注視していかなければならない。